

不法滞在を許さない社会に

- 日本には、外国人の不法残留者が多数いると推計され、その数は、毎年増加傾向にあり、これらの大部分が「**不法就労**」しているとみられています。
- また、正規に入国している外国人であっても、その在留資格に注意が必要であり、条件に違反して雇用し稼働させた場合、雇用主が「**不法就労助長罪**」に問われることとなります。

外国人を雇用する際には、本人名義の

「パスポート」

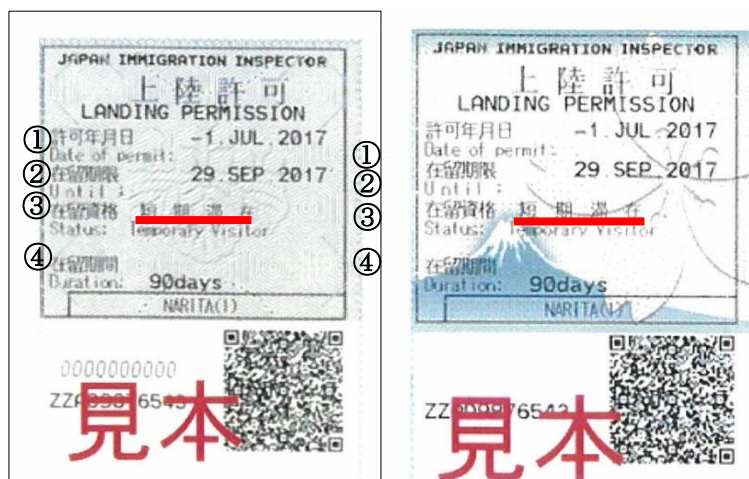
「在留カード」

を確認してください！！

注意！



〈 パスポート 〉



- ①許可年月日
- ②在留期限
- ③在留資格
- ④上陸空港

※ 在留資格が

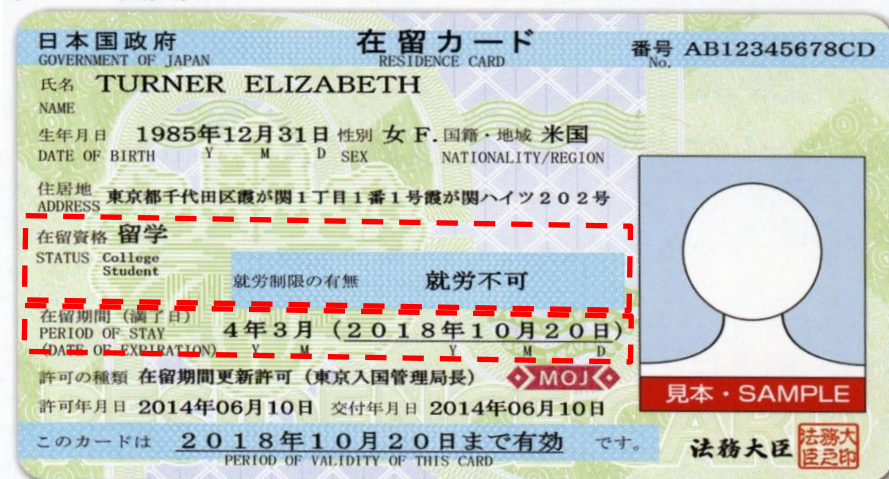
「短期滞在」「留学」「家族滞在」
「技能実習」「特定活動」等

就労が認められていない者や、就労先が制限されている者を雇用した場合、

「**不法就労助長罪**」
に問われる可能性があります。

〈 在留カード 〉

(カード表面)



在留資格（就労制限の有無）
在留期間（満了日）
を確認してください。

※裏面の記載事項も確認してください。

不法滞在・不法就労の外国人の情報があれば、

敦賀警察署（0770）25-0110まで！！

